

鳥取県告示第百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------------|--------------|-----------|
| 市場医院 | 境港市馬場崎町一七七 | 平成三年九月一日 |
| 大月歯科医院 | 倉吉市上井三一六一 | 平成三年十月一日 |
| 新納歯科医院 | 米子市角盤町四丁目一六一 | 平成四年一月一日 |
| 医療法人厚生会 米子内科クリニック | 米子市加茂町一丁目一六 | " |

鳥取県告示第百七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定番号 | 種 別 | 図 書 | | 発行 記号等 | 類 表示された発 行所名 |
|------|---------------|----------------|-------|--|--------------------|
| | | 題 名 | 号 数 | | |
| 4379 | 雑誌その他 の刊行物 | 花盗人 | | ISBN 4 -06-204 646-56- B X 57 | アルボン出版 |
| 4380 | " | 彩香 | | 雑誌 0 1 4 2 8 E X-29 | アルボン出版 |
| 4381 | " | 恋地裂 | | 4 0 2 B -20 | Do 企画 |
| 4382 | " | 発情姉妹 | | 4 0 2 A -19 | Do 企画 |
| 4383 | " | FREAK | | ST-3 M3 | Do 企画 |
| 4384 | " | 月刊Hen 投稿写真館 | 8月増刊号 | 雑誌コ F 1 7 9 2 8 - 8 | ビオオ出版 |
| 4385 | " | シテメイツ | 10月号 | 雑誌コ F 0 4 3 5 3 - 10 | ビオオ出版 |
| 4386 | " | 月刊Hen I | 10月号 | 雑誌コ F 1 7 9 2 7 - 10 | ビオオ出版 |
| 4387 | " | アップル通信 | 11月号 | 雑誌 0 1 5 5 9 - 11 | 三和出版株式会社 |
| 4388 | " | HARDギヤル | 2月号 | なし | 三共図書出版社 |
| 4389 | " | ギヤル HOLIC | 2月増刊号 | なし | 三共図書出版社 |
| 4390 | " | 週知通信 | 3月号 | 雑誌コ F 1 3 4 5 1 - 3 | 三共図書 |
| 4391 | " | GAL情報 | 3月号 | なし | 三共図書出版社 |

| | | | | |
|------|--------|----------------|--------------------|-------------------|
| 4392 | " | ドラペッピン 3月号 | 雑誌 0644 1-03 | メディアックス |
| 4393 | " | VIDE GAL通信 49 | なし | 三共図書出版社 |
| 4394 | " | あげちゃう!女教師 7 | 雑誌 5161 1-26 | 秋田書店 |
| 4395 | " | SOAPのMOKOちゃん 2 | 雑誌 5601 0-57 | 秋田書店 |
| 4396 | " | ぶっつんメイクLOVE 2 | 雑誌 5032 2-05 | スコラ |
| 4397 | " | 純愛ものがたり | 雑誌 5181 1-61 | 辰巳出版 |
| 4398 | " | 嘆きの健康優良児 II | 雑誌 5775 0-30 | 富士美出版 |
| 4399 | " | お嬢さまドキドキッ! 1 | なし | フランス書院 |
| 4400 | " | 放課後にハズニング | なし | フランス書院 |
| 4401 | " | わくわくハイリーグ娘 | なし | フランス書院 |
| 4402 | " | ナメツ娘女子大生 | 雑誌 5111 1-52 | ミリオン出版 |
| 4403 | " | 乙女のお願ひ | 雑誌 5381 0-84 | ワニマガジン社 |
| 4404 | " | 機甲人類伝 BODY 2 | 雑誌 5381 0-98 | ワニマガジン社 |
| 4405 | " | ホンボン10秒前 | 雑誌 5381 1-05 | ワニマガジン社 |
| 4406 | " | 燃えよ鉄人 1 | 雑誌 5381 0-68 | ワニマガジン社 |
| 4407 | ビデオテープ | 吸塵ハーブコア | CR-0 02 | 株式会社クラック ジュビテオ |

| | | | | |
|------|---|---------------|------------|----------------|
| 4408 | " | 大人のオモチャの使い方 | BE-0 20 | M&Aカンパニー |
| 4409 | " | ポテイコンナーズエロトピア | DU-0 09 | ファミリー・コーポレーション |
| 4410 | " | 陰蔵 | GR-0 09 | タイム・アロー株式会社 |

(注) 指定番号欄の○印は、年少少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第百八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

| | | |
|------------|----------|-----------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
| 石谷小児科医院 | 鳥取市上魚町一三 | 平成四年一月一日 |
| 医療法人福嶋齒科医院 | 鳥取市栄町六〇九 | " |

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 高塚博臣 | 東伯郡東伯町大字八橋四九九 |
| " | 松本正志 | " 九三二一五 |
| " | 山本房雄 | " 一五八四 |
| " | 河本茂 | " 三一七〇 |
| " | 押本匡平 | " 三四五七―三五 |
| " | 戸田章 | 大字笠見三二 |
| " | 川上隆壽 | 大字三保二五三 |
| " | 宮本勝宏 | 大字倉坂六六九 |
| " | 桑本光博 | 大字公文一九四―一 |
| " | 平野聖博 | 大字山田三一六 |
| " | 手嶋正巳 | 大字大杉四八七 |
| " | 山本吉彦 | 大字福永二四九 |
| 監事 | 中西喜久雄 | 東伯郡東伯町大字田越三二六 |
| " | 橋本進吾 | 大字倉坂六四〇 |

平成四年一月十四日就任 任期平成七年九月十三日まで

鳥取県告示第一百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|------|---------------|
| 理事 | 林原茂樹 | 西伯郡名和町大字倉谷五八一 |
|----|------|---------------|

平成四年一月二十三日就任 任期平成六年四月五日まで

鳥取県告示第一百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|------|--------------|
| 理事 | 竹田鉄雄 | 西伯郡名和町大字西坪六五 |
|----|------|--------------|

平成四年一月二十日退任

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業加勢蛇東地区農道整備、農業用排水、区画整理及び農用地造成を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢四号）地

区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十七号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦

覽に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十五号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十八号）

地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十一号）

地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十二号）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十八号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福谷二十号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木七号）

地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（称宜谷三号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（称宜谷六号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（祢宜谷七号）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業下段地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十四号

八東町が行う土地改良事業に係る北山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月三日鳥取県指令受都計三一第二三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字濱田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目四一八
有限会社橋本商事
代表取締役 橋本満義

鳥取県告示第百二十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月二十九日鳥取県指令受都計三一二第三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字富益境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町四五〇―一五四

高橋好高

高橋初恵

鳥取県告示第百二十七号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成四年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸赤碓東地区海岸の項を次のように改める。

| | |
|------|-----------------------------|
| 基点一 | 東伯郡赤碓町大字別所字三谷尻一の二番地先国道橋脚基部 |
| 基点二 | 基点一から二八〇度三分〇秒二八・〇メートルの点 |
| 基点三 | 基点二から二九二度二分〇〇秒七四・〇メートルの点 |
| 基点四 | 基点三から二七二度〇〇分〇〇秒八四・〇メートルの点 |
| 基点五 | 基点四から二八五度一分〇〇秒八八・〇メートルの点 |
| 基点六 | 基点五から三一二度三分〇〇秒四五・〇メートルの点 |
| 基点七 | 基点六から二九〇度〇〇分〇〇秒一六三・〇メートルの点 |
| 基点八 | 基点七から二六一度三分〇〇秒五二・〇メートルの点 |
| 基点九 | 基点八から二八〇度〇〇分〇〇秒九五・〇メートルの点 |
| 基点十 | 基点九から二五度五〇分〇〇秒一二五・〇メートルの点 |
| 基点十一 | 基点十から二八一度〇〇分〇〇秒六三・〇メートルの点 |
| 基点十二 | 基点十一から二九九度〇〇分〇〇秒一二一・〇メートルの点 |
| 基点十三 | 基点十二から四度三分〇〇秒一四・〇メートルの点 |
| 基点十四 | 基点十三から三二五度一五分〇〇秒八一・〇メートルの点 |
| 基点十五 | 基点十四から三五五度一分〇〇秒五四・〇メートルの点 |

鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸赤碓東地区海岸

- 基点十六 基点十五から二度三〇分〇〇秒一二・〇メートルの点
- 基点十七 基点十六から三五二度〇〇分〇〇秒三八・〇メートルの点
- 基点十八 基点十七から二六四度四〇分〇〇秒一六・〇メートルの点
- 基点十九 基点十八から三一三度〇〇分〇〇秒一四・〇メートルの点
- 基点二十 基点十九から七〇度〇〇分〇〇秒八四・〇メートルの点
- 基点二十一 基点十七から七二度〇〇分〇〇秒六九・〇メートルの点
- 基点二十二 基点十三から五一四度四〇分〇〇秒九三・〇メートルの点
- 基点二十三 基点七から八度三〇分〇〇秒七〇・〇メートルの点
- 基点二十四 基点二から五度三〇分〇〇秒一一・八・〇メートルの点
- 基点二十五 基点二十四から五度三〇分〇〇秒九一・〇メートルの点
- 基点二十六 基点二十五から一〇〇度三〇分〇〇秒三三・〇メートルの点
- 基点二十七 基点一に同じ

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 者 名 |
|---------|------------|------------|
| ぱちんこ遊技機 | フルーツパラダイス2 | 京楽産業株式会社 |
| " | シンクオニスタル | " |
| " | シンクオニスタル2 | " |
| " | ボクソング | " |
| " | トータスラウンド2 | " |
| " | アラポーキングダム | 株式会社平和 |
| " | 風林火山 | " |
| " | ロッキングロール2 | 株式会社大一商会 |
| " | フレンチタジーAA | " |
| 回胴式遊技機 | ムサシーII | 株式会社パインオーブ |